

11 伴走支援型特別保証

国の保証料補助により低い保証料率でご利用いただける保証制度です。融資実行後、金融機関の継続的な伴走支援が受けられます。

資格要件	(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者 (1)セーフティネット保証4号の認定を受けていること (2)セーフティネット保証5号の認定を受けていること (3)次の①または② i からviのいずれかに該当すること ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること ② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
資金使途	資格要件(1)(2):経営の安定に必要な事業資金(運転・設備・返済) 資格要件(3):事業資金(運転・設備・返済)
保証限度額	1億円
保証期間	一括返済:1年以内 分割返済:10年以内(据置期間5年以内)
保証割合	資格要件(1):責任共有対象外(100%保証) 資格要件(2)(3):責任共有対象(80%保証) ※既存の責任共有対象外の保証付融資を同額以内で借換する場合、責任共有対象外となります。
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済または分割返済
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 ※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。 詳細は「 経営者保証を不要とする取り扱いについて 」をご覧ください。
保証料率	資格要件(1)(2):国の保証料補助により年0.20%～年0.65% 補助前:年0.85%～年1.30%(経営者保証免除対応を適用する場合、年1.05%) 資格要件(3):国の保証料補助により年0.20%～年1.60% 補助前: 【責任共有対象】年0.45%～2.35%(経営者保証免除対応を適用する場合、年0.65%～2.10%) 【責任共有対象外】年0.50%～2.65%(経営者保証免除対応を適用する場合、年0.70%～2.40%) ※いずれの場合も条件変更に伴い、追加して生じる保証料は補助対象外
必要書類	・所定の申込書類一式 ・経営行動計画書 ・資格要件(1)(2):市町村長の認定書 ・資格要件(3):①売上高減少要件確認書、②売上高総利益率減少要件確認書、 ③売上高営業利益率減少要件確認書のいずれか ・経営者保証免除対応を適用する場合:経営者保証免除対応確認書
備考	・固定かつ低利でご利用頂ける和歌山県中小企業融資制度(経営支援資金[伴走支援])がございます。 和歌山県中小企業融資制度は国・県等が信用保証料の一部を負担することで、信用保証料率が引き下げられております。詳細は「和歌山県中小企業融資制度ご案内」をご覧ください。 ・継続的な伴走支援の為、定期的に計画の進捗を報告する必要があります。
取扱期間	令和6年6月30日保証協会申込受付分まで

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。